

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

第3条第1項

（利用の制限）

第3条 プラザは、次のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- (1) 営利のみを目的として利用するとき。
- (2) その他利用の目的がプラザの設置の目的に反するとき。

横浜市地域ケアプラザ施設使用及び目的外使用に関する要綱（抜粋）

第10条

（使用の制限）

第10条 条例第3条第1号に規定する「営利のみを目的として利用するとき」とは、次の各号に掲げるときとし、これらに該当する場合は地域ケアプラザを利用することができない。

- (1) 物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として使用すると認められるとき。ただし、条例第2条第1項第1号の目的（※）を達成するために必要と判断される場合はこの限りではない。
- (2) サービスを提供することによって（材料費等実費負担分についてはこの限りではない）対価を得ることを目的とした事業活動の一環として使用すると認められるとき。
- (3) その他前各号に準ずるとき。

（※）

第2条 プラザは、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供

2 条例第3条第2号に規定する「その他利用の目的がプラザの設置目的に反するとき」とは、次の各号に掲げるときとし、これらに該当する場合は地域ケアプラザを利用することができない。

- (1) 危険物を使用する場合で、災害を発生させるおそれがあるとき。
- (2) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。

	<ul style="list-style-type: none">(4) 集団的又は常習的な暴力行為が行われるおそれがあるとき。(5) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき。(6) 使用許可申請書等の記載事項に虚偽があると認められるとき。(7) 他者への強要及び強制とみなされる行為と認められるとき。(8) 第三者への貸与及び施設貸し出しの権利の譲渡と認められるとき。(9) 「横浜市暴力団排除条例」(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条) 第 9 条第 2 項に抵触するおそれがあるとき。(10) その他前各号に準ずるとき。
--	---